

令和8年第2回知北平和公園組合議会定例会は、令和8年（2026年）8月21日午後1時30分知北平和公園組合事務所議場に招集された。

1 出席議員（9人）

1番 富田博巳	2番 早川康司
3番 坂 ゆかり	4番 早川高光
5番 蟹江陸孝	6番 竹田隆憲
7番 鏡味昭史	8番 北野興地
9番 三浦雄二	

2 欠席議員（なし）

3 開閉の日時

開会 令和8年（2026年）8月21日 午後1時30分

閉会 令和8年（2026年）8月21日 午後2時01分

4 説明のため会議に出席した者

管理者	花田勝重	副管理者	岡村秀人
副管理者	日高輝夫	副管理者	山口智絵子
監査委員	佐藤久美子	会計管理者	鈴木善和
所長	加古尚毅		

5 職務のために会議に出席した者

東海市環境経済部長	河田明	大府市市民協働部長	中村浩
東海市生活環境課長	櫛田竜也	大府市ゼロカーボン推進課長	太田雅之
東浦町環境課長	浅田真一	総務係長	山内ふみえ
施設係長(整備担当)	神島宏一	施設係長(運営担当)	池嶋尚也

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告 4	例月出納検査結果報告 (令和 8 年 (2026 年) 4 月～6 月分)	
4	認定 1	令和 7 年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
5	認定 2	令和 7 年度知北平和公園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
6	議案 7	知北平和公園組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	原案可決

7 議会に付した事件

議事日程に同じである。

(8月21日 午後1時30分 開会)

8 議 事

議長（早川 高光）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は8人で定足数に達しております。

よって、令和8年第2回知北平和公園組合議会定例会は成立しますので、開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、事前に配付しました日程表により進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

会議に先立ちまして管理者より挨拶をいただきます。

管理者（花田 勝重）

皆さん、こんにちは。

議長のお許しを得まして、開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和8年第2回知北平和公園組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日御審議をいただきます案件は、決算認定案件など3件でございます。

議案の内容につきましては、後ほど御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議長（早川 高光）

議案等の説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、御報告します。

議長（早川 高光）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により、3番 坂ゆかり議員及び6番 竹田隆憲議員を指名します。

議長（早川 高光）

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

議長（早川 高光）

日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告（令和8年（2026年）4月～6月分）」を行います。

本件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告（令和8年（2026年）4月～6月分）」を終わります。

議長（早川 高光）

日程第4、認定第1号「令和7年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第5、認定第2号「令和7年度知北平和公園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2案を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（加古 尚毅）

ただいま上程されました、認定第1号「令和7年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算認定」について、及び認定第2号「令和7年度霊園事業特別会計歳入歳出決算認定」につきまして、一括して御説明申し上げます。

はじめに、認定第1号の一般会計歳入歳出決算書について、御説明させていただきます。一般会計決算書の4ページをお願いします。

歳入の表より、一番下の行の歳入の合計は、予算現額9億4,099万6,000円に対し、調定額・収入済額ともに9億5,210万672円で、不納欠損額や

収入未済額は無く、予算現額に対して1, 110万4, 672円の増となっております。

5ページをお願いします。

歳出の表より、一番下の行の歳出の合計は、予算現額9億4, 099万6, 000円に対しまして、支出済額は9億2, 704万157円で、翌年度繰越額は無く、不用額は1, 395万5, 843円となっております。

収入済額の合計から支出済額の合計を差し引いた歳入歳出差引残額は2, 506万515円となり、全額を令和8年度に繰り越しをしております。

8ページ、9ページをお願いします。

歳入の決算事項別明細書について、御説明させていただきます。

1款 分担金及び負担金の収入済額は、1億3, 958万3, 000円となり、そのうちの、斎場を運営するための1目 斎場事業負担金の1億974万円は、各市町の負担金で、前年10月1日現在の人口割で算出し、その内訳は備考欄のとおりとなり、また、組合を運営するための2目 事務費負担金の2, 984万3, 000円は、各市町の負担金で、人口割80%、均等割20%で算出し、その内訳は備考欄のとおりとなっております。

2款 使用料及び手数料の収入済額は、4, 788万8, 126円で、内容としては、斎場使用料で、予算に対して888万8, 126円の増となり、その主な理由は、人体の火葬件数が見込みより上回ったことによるもの。

3款 財産収入の収入済額は、85万3, 474円で、1項1目 財産貸付収入の1万6, 880円は、電柱や支線等に係る土地貸付収入によるもの。

2目 利子及び配当金の83万6, 594円は、新斎場建設基金の利子によるもの。

4款 繰入金の収入済額2億2, 040万円は、新斎場建設基金からの繰入金。

5款 繰越金の収入済額1, 080万3, 327円は、令和6年度からの繰越金。

6款 諸収入の収入済額は、1, 722万2, 745円となり、そのうちの1項1目 預金利子の30万8, 711円は、普通預金の利子等で、2項1目 雑入の1, 691万4, 034円は、備考欄のとおりで、残骨灰から発生する資源物売却金や工事用光熱水費受注者負担金などによるもの。

7款 組合債の収入済額5億1, 535万円は、新斎場整備費に充当するため市

中銀行から借り入れを行ったものでございます。

以上より、歳入の収入済額の合計は、9ページのページ番号のすぐ上の9億5,210万672円となっております。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出の決算事項別明細書について、御説明させていただきます。

1款 議会費の支出済額は、36万9,194円で、執行率は95.8%となっております。

次に、組合を運営するための2款 総務費の支出済額は、3,623万9,993円で、執行率は92.2%となっており、その主な内容は、1項1目 一般管理費の、2節 給料1,333万1,800円及び、3節 職員手当等945万282円、4節 共済費486万8,444円は、所長及び総務係を合わせた職員3人分の人件費によるもの。

10節 需用費226万9,957円は、管理事務所の光熱水費や修繕料などによるもの。

12、13ページにまいりまして、13節 使用料及び賃借料266万4,969円は、各種システム使用料などによるもの。

2項1目 監査委員費の13万7,963円は、監査委員2人分の報酬等でございます。

斎場を運営するための3款 事業費の支出済額は、8億7,485万9,222円で、執行率は98.9%となっており、その主な内容は、1項1目 斎場事業費の、10節 需用費4,270万5,594円は、斎場の光熱水費などによるもの。

14、15ページにまいりまして、12節 委託料の7,140万5,546円は、火葬業務を実施するための費用の火葬等業務委託料6,177万6,000円及び、各種施設の保守委託料などによるもの。

2目 斎場建設事業費の14節 工事請負費7億3,575万円は、新斎場建設工事に要した費用によるもの。

4款 公債費の支出済額は、1,557万1,748円で、執行率は100%となっており、内容は、斎場建設事業で借り入れた起債の償還金によるもの。

5款 予備費は、未執行となっており、以上より、歳出の支出済額の合計は、15ページの表の一番下9億2,704万157円でございます。

16 ページの実質収支に関する調書は、記載のとおりで、実質収支額は2,506万515円でございます。

続きまして、認定第2号の霊園事業特別会計歳入歳出決算書について、御説明させていただきます。

霊園事業特別会計決算書の4 ページをお願いします。

歳入の表より、一番下の行の歳入の合計は、予算現額1億6,125万3,000円に対し、調定額は1億4,495万3,663円、収入済額は1億4,481万5,123円で、不納欠損額は無く、収入未済額は13万8,540円で、予算現額に対して1,643万7,877円の減となっております。

5 ページをお願いします。

歳出の表より、一番下の行の歳出の合計は、予算現額1億6,125万3,000円に対し、支出済額は1億4,287万2,497円で、翌年度繰越額は無く、不用額は1,838万503円となっております。

収入済額の合計から支出済額の合計を差し引いた歳入歳出差引残額は、194万2,626円となり、全額を令和8年度に繰り越しております。

8 ページ、9 ページをお願いします。

歳入の決算事項別明細書について、御説明させていただきます。

霊園を運営するための1款 分担金及び負担金の収入済額は、4,132万1,000円で、各市町の負担額は、前年10月1日現在の人口割で算出し、その内訳は備考欄のとおりとなっております。

2款 使用料及び手数料の収入済額は、1,977万7,154円で、内容としては、1項1目の永代使用料861万6,000円は、4.0平方メートルの墓地6区画分、3.2平方メートルの墓地10区画分の新規利用者の永代使用料で、予算に対して1,298万4,000円の減となっており、その主な理由は、予算では40区画の墓地の新規利用者を想定しておりましたが、見込みより下回ったことによるもの。

2目 維持管理料の1,086万300円は、現年度分3,287人、滞納繰越分4人の墓地の維持管理料によるもので、収入未済額13万8,540円は、滞納した使用者20名の累計42件分の未納分でございます。

3目 公園使用料の30万854円は、公園内の自動販売機の設置使用料などに

よるもの。

3 款 財産収入の収入済額、5 1 3 万 2, 4 1 0 円は、霊園管理基金の利子によるもの。

4 款 繰入金の収入済額、7, 5 3 8 万 3, 2 3 5 円は、前納維持管理料 2, 6 4 8 人分及び、墓地工事充当分のほか、永代使用料還付金、合葬墓地整備事業などに充当するため霊園管理基金から繰り入れをしたもの。

1 0 ページ、1 1 ページにまいりまして、5 款 繰越金の収入済額、2 4 0 万 7, 9 8 7 円は、令和 6 年度からの繰越金。

6 款 諸収入の収入済額、7 9 万 3, 3 3 7 円は、1 項 1 目 延滞金及び 2 項 1 目 雑入の合計でございます。

以上より、歳入の収入済額の合計は、1 1 ページの表の一番下 1 億 4, 4 8 1 万 5, 1 2 3 円となっております。

1 2、1 3 ページをお願いします。

歳出の決算事項別明細書について、御説明させていただきます。

霊園を運営するための 1 款 事業費の支出済額は、1 億 4, 2 8 7 万 2, 4 9 7 円で、執行率は 8 9. 2 % となっており、その主な内容は、1 項 1 目 霊園管理費の、2 節 給料 1, 3 4 6 万 4 0 0 円及び、3 節 職員手当等 7 7 0 万 6, 6 1 5 円、4 節 共済費 4 0 0 万 3, 5 6 6 円は、施設係の職員 4 人分の人件費によるもの。

1 0 節 需用費 4 5 2 万 2, 3 1 7 円は、霊園の光熱水費や修繕料などによるもの。

1 2 節 委託料の 5, 5 9 8 万 1 0 0 円は、霊園を運営する費用としての施設維持管理委託料 3, 2 3 4 万円をはじめ各種施設の保守委託料、及び合葬墓地設計委託料 2, 2 4 1 万 8, 0 0 0 円などによるもの。

1 4 節 工事請負費の 3, 4 3 0 万 9, 0 0 0 円は、霊園内の園路を計画的に更新するための園路舗装工事や、受水槽更新工事の墓地整備工事 3, 3 7 8 万 1, 0 0 0 円などによるもの。

2 2 節 償還金、利子及び割引料の 7 0 7 万 8, 9 0 0 円は、墓地を返還した者 9 0 人に支払った還付金で、2 4 節 積立金の 1, 3 7 4 万 8, 4 1 0 円は、霊園管理基金の利子及び永代使用料を積み立てたものでございます。

2 款 予備費は、未執行となっており、以上より、歳出の支出済額の合計は、1

3 ページの表の一番下 1 億 4, 2 8 7 万 2, 4 9 7 円でございます。

1 4 ページの実質収支に関する調書は、記載のとおりで、実質収支額は、1 9 4 万 2, 6 2 6 円でございます。

続きまして、財産に関する調書について、御説明させていただきます。

財産に関する調書の 2 ページ、3 ページをお願いします。

1 の公有財産につきましては、令和 6 年度に新斎場の建設が完了し、令和 7 年度に旧斎場の取り壊しが行われたため、斎場の建物面積が 1, 8 6 7. 0 9 平方メートル減少しております。

4 ページにまいりまして、2 の物品につきましては、取得価格 1 0 0 万円以上のもので、旧斎場にありました遺体冷蔵庫 1 基、電動キャリア台車 2 台を廃棄したため、無くなっております。

4 の基金につきましては、(1)霊園管理基金は、出納整理期間中の増減も含め 4, 6 0 5 万円の減となり、残高が 8 億 4, 2 4 1 万 6, 0 0 0 円で、(2)新斎場建設基金は、6 億 6, 1 2 9 万 3, 0 0 0 円の減となり、残高が 2, 1 8 0 万円となっております。

最後に、別冊の主要施策報告書につきましては、決算に関する主要な施策や事業の内容について取りまとめたもので、事業内容の年度間の比較や経過なども確認できる資料となっておりますので御高覧ください。

説明は以上でございます。

よろしく、御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（早川 高光）

引き続きまして、監査委員から審査結果について報告をいただきます。

監査委員（佐藤 久美子）

決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

令和 7 年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算及び霊園事業特別会計歳入歳出決算に係る審査を、去る 7 月 2 1 日に、鏡味昭史監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、管理者から提出された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書に基づき、関係職員の説明を聴取するとともに、関係帳簿及び諸書類を照合点検し、予算の執行状況等、その適否について審査をいた

しました。

その適否につきましては、各会計とも計数に誤りはなく正確であり、予算執行状況も妥当であると認められました。

また、決算書類及び附属書類も関係法令に準拠して作成されておりました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付いたしました決算審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが 令和7年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算及び霊園事業特別会計歳入歳出決算の審査結果の報告といたします。

議長（早川 高光）

ただいまより質疑を行います。

初めに、認定第1号「令和7年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

6番（竹田 隆憲）

それでは、決算書9ページの斎場使用料の人体火葬が大幅に増加しているとのことです。その内訳というか増加した要因はどのような内容なのでしょうか、お伺いいたします。

議長（早川 高光）

お答え願います。

所長（加古 尚毅）

斎場使用料の内訳としましては、人体火葬の件数は、予算では2,600件を見込んでいたところ、実績として2,904件となり、304件858万円の増となりました。

また、増加した要因といたしましては、八事斎場が建て替え中で利用できないため、管外利用者が増えたことによるものでございます。

議長（早川 高光）

答弁終わりました。

6番（竹田 隆憲）

それでは、その件につきまして、管外の使用料の増加分はどのように運用したの

でしょうか、お伺いいたします。

議長（早川 高光）

お答え願います。

所長（加古 尚毅）

増加した費用の運用につきましては、管外利用者の使用料を基金に積み立てており、今後、新斎場で借り入れた起債の償還が始まり負担金が増えることから、それを補填するための財源として活用することとしております。以上でございます。

議長（早川 高光）

答弁終わりました。よろしいですか。

ほかにございませんか。

3 番（坂 ゆかり）

主要施策報告書の方からお願いします。

19 ページの墓地新規使用者数返還者数の推移で、平成30年から返還者数の方が上回ってるんですけど、何年以上使用したかの内訳というのはわかるでしょうか。

議長（早川 高光）

霊園事業の方の質疑じゃないでしょうか。

3 番（坂 ゆかり）

失礼しました。霊園事業の方でお願いします。

議長（早川 高光）

それでは、一般会計の認定の方につきまして、ほかに質疑はございませんか。

「なし」の声

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

「なし」の声

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、認定第1号「令和7年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算認定に

ついて」は、原案のとおり認定されました。

議長（早川 高光）

次に、認定第2号「令和7年度知北平和公園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

6番（竹田 隆憲）

それでは、決算書の8、9ページの「2 使用料及び手数料」の永代使用料についてお伺いいたします。

令和7年度は返還者が90区画で、新規使用者が16区画とのことですが、この差が広がっていくとですね、どんどん未使用区画が増えて維持管理料が減少すると考えられます。今後の施設の維持管理について何か具体的な方策はあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（早川 高光）

お答え願います。

所長（加古 尚毅）

具体的な方策につきましては、現在、合葬墓地を作っており、問い合わせも多く、多くの利用者が見込まれております。この新たな合葬墓地の使用料を基金に積み立てまして、その基金を運用しながら、施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（早川 高光）

答弁終わりました。よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番（坂 ゆかり）

主要施策報告書の19ページですが、永代使用料の返還が使用期間によって返還する%が変わると思うのですけれども、令和7年度の内訳についてわかれば教えてください。

議長（早川 高光）

何の内訳ですか。

3 番（坂 ゆかり）

返還された方が何年使用したかというその内訳。

議長（早川 高光）

がわかるかどうかということですね。

わかりますか。お答え願います。

所長（加古 尚毅）

何年使ったかという内訳は準備してなかったんですけれども、墓標を設置された後に返還されたか、墓標を設置せずに返還されたかという件数は、墓標を設置後に返還された件数が36件、設置しないで返還された件数が54件でございます。以上でございます。

議長（早川 高光）

今の答弁でよろしかったですか、ちょっとほかの資料がないみたいですが。

3 番（坂 ゆかり）

はい。

議長（早川 高光）

答弁終わりました。よろしいですか。

それでは、ほかにございませんか。

「なし」の声

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」の声

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、認定第2号「令和7年度知北平和公園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

議長（早川 高光）

日程第6、議案第7号「知北平和公園組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（加古 尚毅）

ただいま上程されました、議案第7号「知北平和公園組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正」について、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法等の一部改正に伴い、引用条項の変更をするため、改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3ページの参考資料、新旧対照表により御説明申し上げます。

第1条及び第2条は、引用条項の変更を行うものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は、令和8年9月24日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく、御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（早川 高光）

ただいまより質疑を行います。

質疑のある方の発言をお願いします。

「なし」の声

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」の声

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第7号「知北平和公園組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（早川 高光）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（花田 勝重）

議長のお許しを得まして、令和８年第２回知北平和公園組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日御提案申し上げました案件につきまして、慎重に御審議、御決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今後とも、一層の御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（早川 高光）

これをもちまして、令和８年第２回知北平和公園組合議会定例会を閉会いたします。

終始御協力を賜りありがとうございました。

（８月２１日 午後２時０１分 閉会）

この会議録は、書記の記載したものであるが、その内容に相違がないことを証明するためここに署名する。

知北平和公園組合議会

議 長 早 川 高 光

3 番議員 坂 ゆ か り

6 番議員 竹 田 隆 憲
